

## 名古屋市地域防災計画の修正案について

### 主な事項

#### 1 防災危機管理局の設置

平成 27 年 4 月 1 日に防災危機管理局が設置され、消防局が担当していた防災をはじめとする危機管理業務を防災危機管理局が実施することとなったことから、組織名の変更や任務の整理等の修正を行う。(別紙参照)

共通編 資料 1 - 3

風水害等災害対策計画編 資料 1 - 4

地震災害対策計画編 資料 1 - 5

原子力災害対策計画編 資料 1 - 6

産業災害対策計画編 資料 1 - 7

#### 2 震災に強いまちづくり方針の改定

本市の南海トラフ巨大地震の被害想定をもとに、より一層安全で震災に強い市街地の形成に向け、地震・火災対策の充実を図るとともに、新たに津波等を考慮した震災に強いまちづくりを推進することを目的に、震災に強いまちづくり方針が改定されたことに伴い、木造住宅密集地域の改善等について所要の修正を行う。

共通編 資料 1 - 3 P 1 8 ~ P 2 2

#### 3 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正

建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、大規模建築物等に係る耐震診断結果の報告の義務付けなどの規定が盛り込まれたことから、耐震診断が義務付けられた建物への指導等について所要の修正を行う。

共通編 資料 1 - 3 P 2 3 ~ P 2 5

#### 4 名古屋市震災対策実施計画の策定

本市が実施すべき震災対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として名古屋市震災対策実施計画を策定したことに伴い、災害救助用物資の備蓄や災害用トイレの備蓄の充実等について所要の修正を行う。

共通編 資料 1 - 3 P 4 8、P 5 5 ~ P 5 7

風水害等災害対策計画編 資料 1 - 4 P 5 2 ~ P 5 4

地震災害対策計画編 資料 1 - 5 P 6 7 ~ P 6 9

## 5 災害対策基本法の改正

災害対策基本法が改正され、大規模な災害発生時における道路管理者による放置車両、立ち往生車両等の移動に関する規定が盛り込まれたことから、放置車両等への措置について修正を行う。

風水害等災害対策計画編 資料 1 - 4 P 4 5 ~ P 4 9、P 6 6

地震災害対策計画編 資料 1 - 5 P 5 9 ~ P 6 3、P 8 1

## 6 原子力災害対策指針の改正

原子力災害対策の円滑な実施を確保するための指針である原子力災害対策指針が改正されたことに伴い、当該指針の引用箇所等について所要の修正を行う。なお、安定ヨウ素剤の備蓄及び服用については、従前どおり継続検討課題とする。

(原子力災害対策指針の主な改正)

- ・ 原子力災害における緊急時の防護措置の判断にあたって、緊急時迅速放射能影響予測システム（S P E E D I）等の予測的手法は活用しない。
- ・ 原子力災害対策重点区域外の緊急時モニタリングは、モニタリングカーによる走行サーベイや航空機モニタリングを行う等、国が主体となって実施する。
- ・ 原子力災害対策重点区域外で、プルーム（放射性物質を含んだ空気の一団）通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避を実施することを基本とする。

共通編 資料 1 - 3 P 1 3 ~ P 1 6

原子力災害対策計画編 資料 1 - 6 P 1 ~ P 1 4、P 1 9 ~ P 2 2

名古屋市災害対策本部の変更について

